

司法院釈字第 594 号（2005 年 4 月 15 日）*

争 点

商標法における商標や標章権を侵害する者に対して刑罰制裁を処するの違憲か。

（商標法中對於侵害商標或標章權者處以刑罰制裁，是否違憲？）

キーワード

商標法、商標権（商標權）、標章権（標章權）、人身自由、財産権（財產權）、刑罰制裁

解釈文：人民の人身自由と財産権を保障されるべきのは、憲法第八条、第十五条に明定されている。惟、国は法律により明確に犯罪の構成要件と法律効果を規定し、特定の社会侵害性を持つ行為に刑罰の制裁を科して人民の人身自由もしくは財産権を制限することは、もし憲法第二十三条の規定の趣旨に違反しない場合、憲法第八条と第十五条の規定に抵触すると言い難い、本院釈字第四七六号、第五五一号を参照することができる。

商標権は財産権の一つであり、憲法第十五条の規定にと本院釈字第四七六号、第五五一号を参照することができる。また、商標や標章権の登録取得と保護は、商標と標章が表彰する商品や役務の源を掲示して、同時に消費者利益を保障し、公正競争の市場の正常な働きを維持する機能がある。中華民国八十二年（一九九三年）十二月二十二日に改正した商標法第七十七条は、第六十二条第二号を準用し、この旨が商標権者の権利を保障し、並びに行為者が欺瞞を

*翻訳者：劉姿汝

謀り、かかる同一や類似の商品の広告、標幟、説明書、価格表、あるいは他の文書に、他人の登録した商標に相同や近似した図形を付加して陳列あるいは散布、消費者に商品や役務の源、品質に混乱、誤認を招き、権益に侵害することになるので、法律で犯罪の構成要件を明定し、行為者に三年以下の懲役、拘留、二十万元の罰金科し、若しくは併科することが法律の明確性に当たり、又商標権者の権利、消費者利益、及び市場秩序に必要があり、憲法第二十三条に抵触しないので、憲法第八条、第十五条に保障する人民の人身自由と財産権の主旨にも違反しない。

解釈理由書：人民の人身自由と財産権を保障されるべきのは、憲法第八条、第十五条に明定されているが、惟、国は法律により明確に犯罪の構成要件と法律効果を規定して、特定の社会侵害性を持つ行為に刑罰の制裁を処して人民の人身自由もしくは財産権を制限することが、もし憲法第二十三条の規定の趣旨に違反しない場合、憲法第八条と第十五条の規定に抵

触すると言い難い、本院釈字第四七六号、第五五一号を参照することができる。

また、立法者が立法する際に、法律が規範する生活事実の複雑さと個案に適用する妥当性に関して衡量して、立法を通じて妥当に不確定の法律概念を運用して相応した規定をすることができる。もし法律規定の意義は、立法の目的及び法体系の全体関連性の観点から理解しかねないと言え、かつ、個案の事実が法律の規範対象であるか、と被規範者が予見でき、しかも司法審査を経て認定と判断できれば、法律の明確性原則に反しないこと、本院釈字第四三二号、第五二一号の解釈にある。

商標権は財産権の一つであり、憲法第十五条の規定にと本院釈字第四七六号、第五五一号に参考することができる。よって保障されるべき。また商標や標章権の登録取得と保護は、商標と標章が表彰する商品や役務の源を掲示して、同時に消費者利益を保障し、公正競争の市場の正常な働きを維

持し、及びに公共利益を増進する機能があることは、民国八十二年十二月二十二日改正公告した商標法第一条に「商標専用権及び消費者利益を保障することにより工商企業の正常発展を促進するために、本法を制定する。」という規定により明らかである。

商標法は憲法に保障される財産権と公共利益を実現するという目的のために、第七十七条の役務標章の保護に関して、第六十二条第二号を準用し、商標権者の権利を保障し、並びに行為者が欺瞞を謀り、かかる同一や類似の商品の広告、標帖、説明書、価格表、あるいは他の文書に、他人の登録した商標に相同や近似した図形を付加して陳列または散布した者、、三年以下の懲役、拘留、二十万元を科しもしくは併科する。この旨は、他人の登録した商標や標章権を保護する同時に、消費者が商品や役務の源、品質に混乱や誤認を招くこと、権益を侵害することを避けるためであり、その目的が正当と言えよう。且つ、本件に対して、立法機関は商標や標章権を

侵害することが人民の財産権、消費者利益、公正競争的な経済秩序及び工商企業の発展に深刻な危害があることを衡量して、そして他人を欺瞞することを図る行為に刑罰の制裁を加え、又、法益の侵害の程度と態様も考量して、財産や人身自由を制限する刑罰手段を選び、刑法第二百五十三条の商標商号偽造罪の不足を補充することは、未だ必要な範囲を超えていない、憲法第二十三条の規定の趣旨に抵触していない、憲法第八条と第十五条に保障される人民の人身自由と財産権という規定の主旨に反しない。

上列の法律の規定に禁止される行為は、行為者が付加した商標や標章が他人の登録した商標や標章と相同や近似であるか否かに関して、かかる消費者が通常の注意力を施しても、混乱や誤認を招くことになるどうかによって決めるのであり、この規範の範囲が確定でき、したがって、規範される行為者が合理と謹慎な立場から、通常の注意力を払えば、この規範範囲を予見できるはず、罪刑法法定主

義の中の構成要件明確性原則に背理しない、法治国家の法律明確性の請求に当たる。したがって、立法機関が行政手続を適用して具体的な個案に対して第一回の判断を行うか、もしくは行政管制を実施した後に被規範者がまたその違反行為を続行し、或いは繰り返す場合に、刑罰制裁を科し始めることが、立法者の自由に形成できる範囲に属し、合わせて説明する。

本解釈は、許玉秀大法官による部分補充意見書、徐璧湖大法官による補充意見書がある。